



市政記者各位

令和3年5月31日
福岡市経済観光文化局
観光マーケティング課

休業要請への協力店舗等への家賃支援事業

緊急事態宣言に伴う休業要請に応じている飲食店等について、
家賃支援金（5月分）の申請受付を開始します。

下記のとおり、「休業要請への協力店舗等への家賃支援事業」について、募集要項を公表し、6月7日（月）から申請受付を行いますので、お知らせいたします。広報への協力をお願いいたします。

1 対象事業者等

緊急事態宣言に伴い、福岡県から休業要請を受けた酒類又はカラオケ設備の提供がある飲食店等で、要請に応じて**5月12日から5月31日までの期間※を休業した事業者**に対し、**店舗の賃料等1カ月分の5分の4、上限50万円を支援**

※ただし、やむを得ない場合、休業期間は5月14日から5月31日までの期間

2 申請受付期間

令和3年6月7日（月）から7月31日（土）まで

専用コールセンター

TEL：092-687-5193（6月1日から）
受付時間：9:00～17:00（土日祝日も対応）

3 申請方法

新型コロナウイルス感染症対策のため、下記専用サイトまたは郵送にて受け付けます。募集要項や申請書は市のホームページからダウンロードすることができます。

(1) オンライン申請：専用サイトにアクセスし、申請ください。

<https://fukuokacity-yachinshien.jp/>



（6月7日9時から利用可）

(2) 郵送申請：必要書類を下記宛に、郵送ください。

〒810-0072 福岡市中央区長浜1-1-3 5新KBCビル3階
福岡市家賃支援 事務局

(3) 募集要項・申請書：市ホームページ（[福岡市家賃支援](#)で検索）からダウンロード

https://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/marketing/health/kyuugyouyousei_yachinsien.html

4 その他

6月20日までの緊急事態宣言延長を受けた追加の家賃支援については、6月下旬以降に別途受付を行う予定にしています。

【リリースについてのお問い合わせ先】

福岡市経済観光文化局観光マーケティング課 担当：原口 電話：092-711-4347（内線2570）